

その通販サイト本物ですか！？“偽サイト”に警戒を！！



インターネット通販で「注文した商品が届かない」、「商品は届いたが偽物だった」、「販売業者に連絡したいが連絡先がわからない」、「通販サイトに注文後、偽サイトだったことに気が付いた」などの“偽サイト（実在の企業のサイトと誤解させるように作成された偽物のサイトなど）”に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

相談事例



商品が届かない…

➤ インターネットで電気ストーブを探していたところ、他より安い価格で販売している通販サイトを見つけたので注文した。商品代金は約1万9,000円で、通販サイトから指定された銀行口座に振り込んだ。口座名義人は個人で外国人の名前だった。通販サイトには「入金後24時間以内に商品を発送する」と記載されていたが、しばらくたっても商品は届かない。販売業者にメールを3回送って催促しても返信がない。インターネットで調べると、実在する通販サイトの販売業者名をかたっているケースがあることを知った。（60歳代男性）

注意

注文する前にチェックしましょう！

●偽サイトのチェックポイント

- ・サイトのURLの表記がおかしい
- ・日本語の字体、文章表現がおかしい
- ・販売価格が大幅に割引されている
- ・事業者の住所の記載がない・住所が虚偽
- ・事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけ
- ・支払い方法がクレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、支払い方法が限定されている
- ・通販サイト内のリンクが適切に機能しない

少しでも怪しいと感じたら注文しないようにしましょう。

ポイント

➤ もし偽サイトに注文したことに気が付いたら、支払い方法に応じて素早く対処しましょう。

支払い方法	クレジットカード	銀行口座等への前払い	代金引換サービス
対処法	<ul style="list-style-type: none"> ・すぐにクレジットカード会社に連絡 ・利用明細を定期的に確認（不正利用の被害を早期に把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・すぐに振込先金融機関の窓口連絡し、振り込め詐欺救済法による救済を求める ・最寄りの警察に被害を届け出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・注文直後の場合、電子メールでキャンセル連絡 ・支払い前の場合、送り状の「依頼人」が販売業者と違う場合は受け取り拒否 など

※出典 「国民生活センター」

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。

消費者ホットライン188 又は 愛媛県消費生活センター
(最寄りの消費生活相談窓口につながります。) 089-925-3700 (相談専用)

日々の安全・安心な生活に『愛媛県警察まもるナビ』をお役立てください！



iPhoneから



Androidから

